

財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認に係る事務局の確認について

1 確認の方針

財務諸表は、県民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう法人の財政状態及び運営状況を適切に開示する必要がある。

知事による財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認にあたって、事務局においては、「合规性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

2 確認内容

(1) 合规性の遵守

○提出期限は遵守されたか。

※当該事業年度の終了後 3 月以内〈地方独立行政法人法第 3 4 条第 1 項〉
→6 月末日までに提出された。

○必要な書類は全て提出されたか。

※財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書
→全て提出された。

○監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書に財務諸表の承認にあたって考慮すべき意見はないか。

→考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

○記載すべき事項に明らかな遺漏はないか。

→地方独立行政法人会計基準に照らし、表示科目、注記等に明らかな遺漏はないことを確認した。

○計数は整合しているか。

→合計等基本的な計数について整合を確認した。

○書類相互間における数値の整合はとれているか。

→主要表間及び附属明細書との相互における数値の整合を確認した。

○行うべき業務を行ったか。

→学生収容定員の充足率が 90%を満たしていることを確認した。

○運営費交付金にかかる会計処理は適正か。

→①期間進行基準の適用事業について、運営費交付金全額が収益化されているか確認した。
②費用進行基準の適用事業について、事業ごとに発生額と同額が収益化されているか確認した。

○剰余金の繰越承認を受けようとする額は適正に算出されているか。

→本県の承認基準に照らし、剰余金の発生理由及び繰越額の算出方法が適正であることを確認した。

3 事務局コメント

上記のとおり、事務局として確認を行った結果、財務諸表及び剰余金の繰越承認にあたって、特段のコメントはない。